

償却資産に対する課税について

償却資産の申告制度

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。

この申告書と、固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

評価額

ア 前年中に取得のもの $\text{取得価額} \times (1 - (\text{減価率}) \div 2)$

イ 前年前に取得のもの $\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$

評価額

(1)前年中に取得のもの $\text{取得価額} \times (1 - (13 - \text{取得月}) \div 12 \times \text{減価率})$

(2)前年前に取得のもの $\text{前年度理論帳簿価額} \times (1 - \text{減価率})$

ただし、計算より求めた額が、 $(\text{取得価額} \times 5 \div 100)$ よりも小さい場合は、 $(\text{取得価額} \times 5 \div 100)$ により求めた額を価格とします。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。

取得価額・・・原則として国税の取扱いと同様です。

減価率・・・原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

価格の決定

償却資産の価格の決定は、評価額と賦課期日現在における当該償却資産の理論帳簿価額（月割償却によるもの）とを比較し、そのいずれか高い額をもって行うこととされています。